

議会だより

臨時会

4月21日(日)に町議会議員選挙が行われ、26人の新しい町議会議員が決まりました。5月9日(木)には選挙後、最初の臨時議会が開かれ、議長・副議長、常任委員会の構成などを決めました。また、5月13日(月)には第2回の臨時議会が開かれ、議会選出の監査委員・農業委員などを選任・推薦しました。ここで、新しい町議会の構成と臨時議会で審議された議案について、お知らせします。

選挙後の議会の動き
 4月22日(月) 当選証書付与
 5月9日(木) 第1回臨時会
 (議長・副議長の選挙、議席の指定、常任委員会・議会運営委員会の委員の選任、常任委員会・議会運営委員会の正副委員長互選)
 5月13日(月) 第2回臨時会
 5月14日(火) 産業建設委員会
 町内視察
 5月17日(金) 厚生企業委員会
 町内視察
 5月31日(金) 総務文教委員会
 町内視察

議長に内藤隆氏 副議長に江端年一氏 常任委員会の構成決まる

第1回臨時会

選挙後、初めて開かれる議会では議長・副議長の選挙、議席の指定、常任委員会・議会運営委員会の委員の選任が行われます。

5月9日に開かれた第1回臨時議会では、次のとおり決まりました。

- 議長の選挙(黒議選第1号)
- 副議長の選挙(黒議選2)
- 常任委員会委員の選任(黒議選3)
- 議会運営委員会委員の選任(黒議選4)

議長に内藤隆氏が、副議長に江端年一氏が選ばれ、各常任委員会委員と議会運営委員会委員が、下表の通り選任された。

▼専決処分承認を求めるところについて(議案第35号)
 議会を開く暇がないため専決処分をした以下の3件について、議会の承認を得た。
 ▼黒埼町税条例の一部を改正する条例(専決第4号)
 ▼黒埼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(専決第5号)
 課税額の上限を42万円から44万円とする。

第2回臨時会

■新潟地区広域清掃事務組合議員の選挙(黒議選5)
 新潟地区広域清掃事務組合

▼平成2年度黒埼町一般会計補正予算(第8回)(専決6)
 1億3063万5千円を増額し、総額5億3025万5千円に。
 ◎補正された主なもの
 財政調整基金積立金6000万円、教育施設整備基金積立金7000万円など。

議案

議員に内藤隆氏が選ばれる。
 ■三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合議員の選挙(黒議選6)
 三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合議員に成海仁助氏が選ばれる。
 ■農業委員の推薦(推薦第1号)
 議会推薦の農業委員(選出数2名)に黒川繁氏、笠原満夫氏を推薦。
 ■黒埼町監査委員の選任(議案36)
 黒埼町監査委員に磯部博氏

黒埼町議会構成表

	議長	内藤 隆	副議長	江端 年一
総務文教会	◎大野仁平治	磯部 博	伊藤 健三	大矢一夫
産業建設会	◎永井武弘	山際 由衛	鷲尾六太郎	渡辺みつ子
厚生企業会	◎成海仁助	江端 年一	明戸和枝	宮田兼好
議会運営会	◎高橋喜一	黒川 繁	江端 年一	◎委員長
	◎山際信三	伊藤 健三	◎副委員長	
	◎高橋博男	横山 仁幸		

黒埼町議会選出各種団体委員名簿

平成3年5月13日 現在

委員名	氏名	氏名	氏名
黒埼町監査委員	磯部 博		
新潟地区広域清掃事務組合監査	山際 輝充		
黒埼町表彰委員会委員	内藤 隆	江端 年一	大野 仁平治
黒埼町都市計画審議会委員	内藤 隆	江端 年一	永井 武弘
	岩野 弘昌		
黒埼町国民健康保険運営協議会	大野 仁平治	成海 仁助	坂井 行康
黒埼町公営企業運営委員会委員	成海 仁助		
黒埼町農業委員会委員	黒川 繁	笠原 満夫	
黒埼町農業振興協議会委員	内藤 隆	白川 耕	
黒埼町農政対策協議会常任委員	鷲尾 六太郎	大矢 一夫	
黒埼町農作物病害虫防除協議会	内藤 隆	永井 武弘	
黒埼町農業振興地域整備促進協議会委員	内藤 隆	江端 年一	永井 武弘
	岩野 弘昌	山際 輝充	
黒埼町露店市場管理運営委員会	高橋 勇		
黒埼町商工振興審議会委員	内藤 隆	永井 武弘	
黒埼町融資委員会委員	江端 年一		
黒埼町工場誘致審査委員会委員	内藤 隆	江端 年一	大野 仁平治
	永井 武弘	成海 仁助	
黒埼まつり実行委員会委員	内藤 隆		
黒埼町青少年問題協議会委員	内藤 隆	大野 仁平治	
黒埼町社会教育委員会委員	内藤 隆		
黒埼町公民館運営審議会委員	江端 年一	大野 仁平治	
黒埼町社会福祉協議会理事	内藤 隆		

を選任。
 ※監査委員は議会選出1名、知識経験者1名の2名がいる。知識経験者は保井清一氏(黒鳥4)。
 以上のほか、議案にはなりませんが、各規約に基づき3ページの表のように議会選出の各種団体の委員が決まりました。

議会メモ

定例会

町議会の定例会の回数は3月、6月、9月、12月の年4回と、条例・規則で定められています。

臨時会

必要がある場合に臨時会が招集されます。原則として、あらかじめ告示された特定の付議事件のみを審議します。

議会の招集

町議会は町長が招集します。また、定数の4分の1以上の議員から町長に招集の請求がある場合は、町長は臨時会を招集しなければなりません。

常任委員会

常任委員会は次の三つがあります。それぞれカクコ内の部門に属する事務の調査と議案・請願・陳情などの審査をします。議員はそれぞれかにつに所属します。

議会運営委員会

議会の運営を円滑に進めるため、議会運営委員会が設置されます。委員は3常任委員会から各2名ずつの計6人からなり、議長が議長にはかつて選任されます。委員構成は第1回臨時会で表のとおり決まりました。

特別委員会

常任委員会や議会運営委員会のほかに、特別委員会を必要がある場合に議会の議決で設置することができます。

議長・副議長

議長は、「議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表し」(地方自治法第一〇四条)します。副議長は議長に事故があるとき、又は議長が欠けたとき、「議長の職務を行います」(地方自治法第一〇六条)。



5月9日の第1回臨時会。休憩時間を利用して、新しく選出された議員に町の幹部職員(三役、課局長など)の自己紹介をしているところ